

東京都認知症疾患医療センター運営事業の概要

事業の目的

地域において、認知症について進行予防から地域生活の維持までに必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図る。

事業の経緯

- ◆平成 22 年度 都における認知症疾患医療センターのあり方を検討
- ◆平成 24 年度 二次保健医療圏(島しょ地域を除く)に1か所ずつ認知症疾患医療センターを指定し運営開始(計 12 か所)
- ◆平成 26 年度 認知症疾患医療センターの今後の整備方針を検討

全区市町村(島しょ地域を除く)に 1 か所ずつセンターを整備
 *既存の 12 センターを「地域拠点型」とし、地域拠点型センターのない区市町村に新たに「地域連携型」を整備(計 53 か所)
- ◆平成 27 年度 地域連携型認知症疾患医療センターの指定開始

【東京都認知症疾患医療センターの指定状況】

類型	指定基準	位置づけ	指定数
地域 拠点型	二次保健医療圏域 に 1 か所 (島しょ地域を除く)	二次保健医療圏の 認知症に係る医療・ 介護連携の拠点	12 か所
地域 連携型	区市町村に 1 か所 (島しょ・地域拠点型 設置地域を除く)	区市町村における 認知症に係る医療・ 介護連携の推進役	40 か所

*「地域拠点型」は所在区市町村の「地域連携型」の役割を兼ねる。

東京都認知症疾患医療センターの機能と事業内容

【基本的機能】

- ①地域の医療機関及び介護事業所等への支援機能
- ②地域の認知症に係る医療・介護連携を推進する機能

【事業内容】

専門医療機関としての役割	認知症の専門医療相談の実施、鑑別診断と初期対応、身体合併症や行動・心理症状への対応、 認知症の人と家族介護者等への支援
地域連携の推進役としての役割	認知症疾患医療・介護連携協議会の開催(地域連携型は地域拠点型の開催する協議会へ参加) 関係機関や家族介護者の会等との連携の推進、区市町村の施策への協力、住民への情報発信・普及啓発
人材育成機関としての役割	地域連携を支える人材育成の実施、地域の関係機関が実施する研修への協力、院内医師・看護師等の育成 二次保健医療圏域内の医療従事者等向けの研修会の開催 <地域拠点型のみ>
認知症アウトリーチチームの配置	認知症支援コーディネーター等からの依頼に応じて受診困難者等を訪問支援 <地域拠点型のみ>

【令和元年度予算額】

751, 407千円 <委託料(上限): 地域拠点型 1 か所あたり 28, 686 千円、地域連携型 1 か所あたり 10, 078 千円 >